

# 豊橋市学術振興事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号)に定めるもののほか、学術振興事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この要綱は、本市に所在する大学の関係団体等が行う学術振興事業に対し、学術振興事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を行うことにより地域の文化及び技術科学の振興に寄与することを目的とする。

## (補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付対象は、本市において全国的規模で行われる学術に関するシンポジウム等の大会で、国、大学又は独立行政法人からの補助金又は負担金等のあるものとする。

## (補助金の対象経費額及び額)

第4条 補助金の対象経費は、別表に定める学術振興事業にかかる経費とし、その額は、予算の定める範囲内で1大会につき100,000円を限度とする。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## (別表)補助金の対象経費

区 分	内 訳
大会運営にかかる経費	会場使用料、機材賃借料、講演依頼料、印刷製本費等
実行委員会にかかる経費	消耗品費、賃金、通信運搬費、その他雑費
その他必要な経費	大会実施に特に必要と認められる経費

## 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。